

答 申

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

別紙異議申立書のとおり

3 異議申立て理由

別紙異議申立書のとおり

4 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本決定について

議長より随行の承認を得ていることを証明する文書については、議会各委員会の行政視察に伴う委員の派遣承認についての写し、直属の上司の旅行命令については、旅行命令簿の写しをそれぞれ公開しており、実施機関はこれが公開請求対象公文書に該当すると判断し、当審査会では公開請求の要件を満たしていると考えられる。

本審査会が実施機関に確認したところ、公文書公開請求に対して実施機関が特定した公文書以外に公開すべき公文書はないことを確認した。

また、議会事務局職員は「各委員会からの視察報告書」を「復命書」とすることを証明する文書の写し、及び「これに伴い事務局職員は、委員の行政視察を安全・円滑に行う為に随

行する」ことを証明する文書の写しについて、当審査会が実施機関に確認したところ、公文書公開請求のあった文書に該当するものはないとのことで、実施機関の不存在決定及びその理由には不自然な点は見当たらない。

以上のことから実施機関が行った決定は、妥当である。

上記(1)基本的な考え方にあるように、当審査会では存在する公文書の公開非公開の可否を審査するものであり、権限外の事項については、判断しない。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 6月 5日	諮問書受理
平成24年11月19日	第56回名張市情報公開審査会 審査
平成25年 1月21日	第57回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成25年 2月 4日	第58回名張市情報公開審査会 答申

7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	筒 井 琢 磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	大 塚 耕 二	三重弁護士会 弁護士
委 員	三 宅 裕一郎	三重短期大学法経科准教授
委 員	國 富 静 代	名張市人権擁護委員